

透析中止 撤回可に 福生病院 同意書に文言追加

公立福生病院(東京都福生市)の人工透析治療を巡る問題で、医療法に基づく都の改善指導を受け、病院が都に提出した改善報告書の内容が判明した。病院は、患者の意思が揺れ動くことを前提にした厚生労働省の終末期向けガイドラインに沿って「適切に対応する」と表明。患者から受け取る同意書に、同意の撤回が可能な文言を追加するとした。

この問題では、治療中止や最初から治療をしない非導入を選んだ死亡した計24人について、いずれも終末期ではなかったのに死に直結したとして、都が全国で初めて厚生労働省のガイドラインに基づき病院を指導していた。

病院を立ち入り検査した都は4月、患者自

らの意思をその都度示し、伝えることができず、支援を定めたガイドラインの順守以外に①患者に対する適切な説明②診療記録を正確かつ最新の内容に保つこと——などを指導した。5月10日付の改善報告書によると、病院は、治療中止などの倫理的な問題に現場で対応する「臨床倫理コンサルテーション(相談チーム)」の適切な運用などの改善策を提示。延命治療に関する医師による指示書や、あらかじめ患者が治療方針を決める事前指示書も運用するとしている。

治療中止を選んで亡くなった女性(当時44歳)の事例では、いったんは中止に同意したものの同意を撤回できる説明を病院側から受けていなかったことが判

明。中止や非導入の他の23人についても21人の同意書がなかったことや19人で代替治療法の説明がなかったことなどが分かっていた。

一方、病院からの依頼を受けて3月に立ち入り調査した日本透析医学会(理事長＝中元秀友・埼玉医大教授)は5月31日、調査結果を含む声明を発表。終末期の患者に限って治療中止を容認している現行の学会ガイドラインについて「現在の医療状況にそぐわない点がある。終末期でない患者の意思決定プロセスなどを追加して改定すべき時期に来てい」として、今年度中に見直す方針を明らかにした。学会内部では、病院の一連の行為を認める動きが強まっている。【斎藤義彦】